

六本松を中心とした
地域情報誌
毎月25日ぐらいに発行
<編集・発行>
㈱ジャパン・スマイルか
TEL 761-8800
FAX 752-2620



この町は楽しい

今回ご紹介するのは中央区六本松二丁目、エルショップ六本松店側の「てしま鍼灸整骨院」。今年4月に新規オープン。院長は手嶋剛久（ごうひさ）さん。昭和50年11月生まれ36歳。早良区曙のご出身です。

鍼灸の学校を卒業後、修行の為大分や北九州や天神の整骨院、鍼灸院で働きましたが、大分では田舎の為高齢者が多く、逆に天神は働くサラリーマンやOLが多かったです。ここ六本松は場所柄でしょうが色々な方が来られます。昼間は主婦や高齢者、夕方になると部活帰りの高校生、夜は仕事帰りのサラリーマンやOLと様々な患者さんを診る事ができるのでやりがいもあり楽しいです。



◎六本松に治療院を開いたのは・・・

以前、祖父がこの近くで鍼灸院を運営していました。私自身は一度サラリーマンになったのですが手に職をつけたくて鍼灸・整体の道に入りました。

◎首とか肩とか・・・凝るのですが！

一つのご提案は「体操をしましょう」同じ姿勢を長く続けるのが良くない。ラジオ体操程度でかまいません、時折、体全体を動かしてください。御来院頂ければ簡単な肩こり体操をお教えします！また体の奥深い部分の頑固なこりには鍼をお勧めします。鍼には即効性があります。使う鍼は髪の毛ほどの太さなので痛みも少なく慣れてしまうと心地よくて眠ってしまうほどです。

◎費用も気になりますが・・・

保険治療ですのでご安心ください。交通事故後のムチウチ症などの自賠責保険も扱っております。治療時間は全部で1時間ほどです。平日は夜8時30分まで受付します。

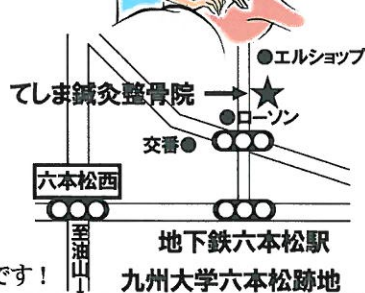
☆初診 ¥600～1,500
2回目以降 ¥300～600

※軽い肩こり腰痛は勿論の事どこに行っても中々直らない頑固な症状まで何でもご相談ください。

◆てしま鍼灸整骨院◆

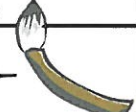
場 所：福岡市中央区六本松2丁目6-8
診察時間：平日 午前 9:30～13:00
午後 15:00～20:30
土曜日 午前 9:30～14:00
休 診 日：日曜、祭日
T E L：092-980-2609

★受付順で対応しておりますので予約はしなくても大丈夫です！



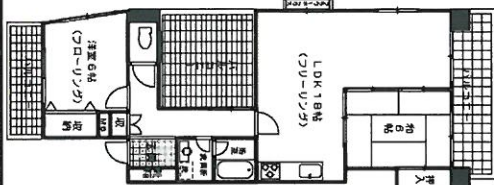
☆ ★ 8月の催し ☆ ☆

日時	催 事 内 容	料 金	お問い合わせ	T E L
8/12 (日)	リフレッシュ理科教室 「今、おもしろい無線通信」 日時：8/12 (日) 10:00～15:30 【実験工作の開始時間】 10:00/11:30/ 13:15/14:45 ※各回45分	一部有料	少年科学文化会館	771-8861
8/19 (日)	てづくり教室～夏休みにつくろう～ ☆ 船(牛乳パックをつかって...) ☆ 缶華鏡(ボトルのアルミ缶で...) ☆ ひまわりフローチ(ひまわりの種) ・・・などなど、ほかにもあるよ!	無 料	少年科学文化会館3階教室 他	522-2333
8/5 (日)	【映画会】マジック・ツリーハウス 会場/エネルギーホール ①10:00②12:30③15:00 (上映時間1時間45分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。(先着順)	無 料	九州エネルギー館	522-2333
8/19 (日)	～本物のカスタムシが当たる♪～ 「ぶるぶるカスタムシ工作」 会場/多目的ホール ①10:00②11:30③14:00④15:30 (各回約50分) 定員/各回30名 ※9:30から午前の部(①・②)、13:30から午後の部(③・④)の整理券を配ります(先着順)	無 料	九州エネルギー館	522-2333
8/26 (日)	～エネルギーの歴史を探ろう～ 「かがく忍者ショー」 会場/エネルギーホール ①11:00 ②14:00(各回約30分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。(先着順)	無 料	九州エネルギー館	522-2333
8/21 (火)～ 8/26 (日)	「世界10大冒険写真展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～18:00 内容/冒険家による世界10大冒険写真を80点あまり展示。	無 料	NHKギャラリー	724-7001
8/28 (火)～ 9/2 (日)	「魂の書作品展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～18:00 内容/書道家による書作品を20点あまり展示。	無 料	NHKギャラリー	724-7001



賃貸マンション 原交ビル 4F

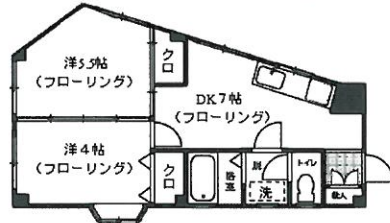
- ◆間取り.....2LDK (69.04 m²)
- ◆所在地.....中央区六本松3丁目
- ◆賃料.....90,000円
- ◆敷金.....1ヶ月
- ◆礼金.....2ヶ月
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩5分



人気のペット可物件！
犬猫可！
事務所使用も相談できます！

賃貸マンション パークサイド六本松 3F

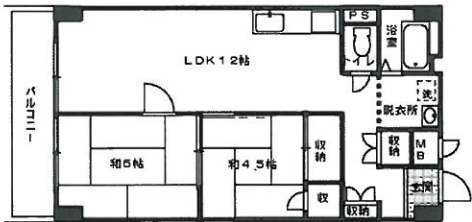
- ◆間取り.....2DK (37.10 m²)
- ◆所在地.....中央区六本松4丁目
- ◆賃料.....52,000円
- ◆敷金.....1ヶ月
- ◆礼金.....2ヶ月
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩7分



3Fワンフロア1戸！
各部屋に窓あります！
簡易事務所相談！

売マンション 東カンマンション大濠パークサイド 9F

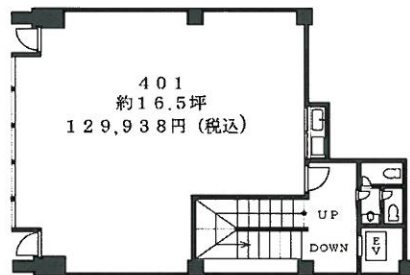
- ◆間取り.....2LDK
- ◆所在地.....中央区鳥飼1丁目
- ◆価格.....730万円



大濠公園そば！
内装リフォーム済なので
即入居可能！
事務所としても使用可能！

貸店舗・事務所 六本松ハナマンビル 4F

- ◆面積.....16.5坪 (54.5 m²)
- ◆所在地.....中央区六本松4丁目
- ◆賃料.....129,938円
- ◆敷金.....6ヶ月
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩2分



大通り沿いで目立ちます！

賃
貸
物
件
・
売
買
物
件
募
集
中
!!

～老齢基礎年金の受給資格～

受給資格の資格期間計算

前月号で述べたように老齢基礎年金を受けるために25年(厚生年金等の場合20～24年)以上の資格期間が必要となりますが、国民年金・厚生年金等の各年金の合算出来ませんが厚生年金等が20年(年齢によっては21～24年)未満のときは通算で25年以上が必要となります。

国民年金の資格期間計算

老齢基礎年金を受けとることが出来る資格期間は

保険料納付済み期間+厚生年金等の資格期間+3号被保険者期間+免除承認期間

免除承認

① 免除(全額免除・一部免除)制度

本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に全額免除から一部免除(1/4～3/4)ができます。

(例)4人家族 全額免除162万円 3/4免除230万円 2/4免除282万円 1/4免除335万円
※家族構成が少なくなるに従って免除の為の所得制限額も減少します。

免除申請をせずに未納のまま放置すると、老齢基礎年金や障害になった場合の障害年金や遺族年金の給付が受けられない場合が出てきます。

② 若年者納付猶予制度

30歳未満で本人・配偶者の前年所得が夫婦の場合92万円以下の場合(親の所得は不問)。ただし、資格期間計算のみで、免除のように老齢基礎年金支給時に1/2の補助給付は無い。

③ 学生納付特例制度

学生で本人の所得が141万円以下の場合に適用される。学生納付特例が承認された期間の保険料は10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます)。

退職(失業)による特例免除

通常であれば、申請者本人、配偶者及び世帯主の前年度の所得が免除の審査対象となりますが、退職(失業)の場合はその退職した人の前年度の所得は審査の対象から除かれます。手続きには雇用保険被保険者離職票などの離職したことを証明する公的証明書が必要ですがその証明ができない場合、雇用主の「離職等証明書」でも良いとされています。

詳しくは中福岡保険事務所(092-751-1298)へお問い合わせ下さい。

3号被保険者の救済

3号被保険者とは配偶者が厚生年金や共済年金(以後「厚生年金等」と言う)に加入し、かつ扶養されていた場合に市役所年金係に届け出ることによって3号被保険者として認められ国民年金保険料を納付しなくても老齢基礎年金が給付される制度。ニュースをにぎわした3号被保険者未届け問題は、育児が一段落したので勤めに出始めることでそれまで3号被保険者であったが取り消され2号被保険者となった後、専業主婦となったため再度3号被保険者の届出をしなければならなかったものを、認識が不十分であったため届出をしなかったことで3号被保険者となっていない場合を指します。3号被保険者となれるのにならなかった場合平成23年8月10日より当面の間、届け出ることによって遡って3号被保険者の適用が受けられます。詳しくは年金ダイヤル(0570-05-1165)へお問い合わせ下さい。

国民年金保険料を納め忘れた人

国民年金の保険料の未払い分は過去2年分までしか納入できません。しかし平成24年10月1日から3年間に限り納付可能期間が10年間遡れます。この際、2年分までの遡りは当時の保険料そのままですが、3年以上遡る場合は加算金がかかりますが、現在の保険料に月当たり500円未満加算金で済みます。詳しくは中福岡保険事務所(092-751-1298)へお問い合わせ下さい。

付加年金

第1号被保険者が月額400円の付加保険料をプラスして納付すると老齢基礎年金額が年額200円×納入月数分が毎年の年金額にプラスして納付されます。



上記物件のお問い合わせは 広告有効期限H24/8月末 媒介

(公社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(8)8407号

地域密着型不動産業ジャパンでスマイル!

(株) ジャパン・スマイルか

中央区六本松4丁目9-4 TEL (092) 761-8800

Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com

